

生駒市条例第22号

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号。以下「給与条例」という。）第17条の3及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、特殊勤務手当及び退職手当をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬及び期末手当をいう。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、別表第1のとおりとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第4条 給与条例第5条及び第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第6条第4項中「勤務時間等条例

第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第5条 フルタイム会計年度任用職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料月額に100分の6を乗じて得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第6条 給与条例第8条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第7条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間等条例第9条に規定する年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第8条 給与条例第10条第1項、第2項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務

時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と、「第13条」とあるのは「生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年9月生駒市条例第22号)第11条」と、同条第2項中「勤務時間等条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について割り振られた」と、「第13条」とあるのは「生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条」と、同条第4項中「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、「第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第1項」と、「第13条」とあるのは「生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第9条 給与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間中」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間中」と、「第13条」とあるのは「生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第10条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「次条」とあるのは「生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第11条 第7条の規定により勤務1時間当たりの給与額を減額する場合並びに第8条の規定により支給する時間外勤務手当、第9条の規定により支給する休日勤務手当及び前条の規定により支給する夜間勤務手当の額を算定する場合の勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の4月1日から翌年3月31日までの期間の現日数から勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）並びに勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（それぞれ週休日に当たる日を除く。）の日数を差し引いた日数に規則で定める時間数を乗じたもので除して得た額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第12条 給与条例第15条（第1項後段を除く。）から第15条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで本市の一般職に属する職員（法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員、法第28条の4及び第28条の5の規定により採用された職員、パートタイム会計年度任用職員（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第9号に該当する者を除く。）その他の法律により任期を定めて任用される職員を除く。）として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が、給与条例第15条第1項に規定する基準日現在に、6月以上に至ったときは、前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第13条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、生駒市職員の特殊勤務手当に関する条

例（昭和43年12月生駒市条例第35号）の定めるところによる。

（フルタイム会計年度任用職員の退職手当）

第14条 フルタイム会計年度任用職員の退職手当の額及びその支給方法は、生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）の定めるところによる。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第15条 パートタイム会計年度任用職員の報酬額表は、別表第2のとおりとする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第16条 月額又は日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第17条 パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、当該パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額にパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（当該勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割

合）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で、パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間以外の時間にしたものうち、当該勤務の時間と当該勤務をした日におけるパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間との合計が規則で定める時間に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（当該勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員の週休日の振替（勤務時間等条例第5条の規定に準じて行う勤務時間の割振りをいう。）により、あらかじめ割り振られた1週間のパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前のパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前のパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割り振り変更前のパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、当該勤務の時間と割り振り変更前のパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 時間外勤務に係る時間が1月について60時間（第2項ただし書に規定する割合を乗じることとなる時間を除く。以下この項において同じ。）を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（当該勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第18条 祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、当該パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、当該休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第19条 パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務に係る報酬として、第15条に規定する報酬に加算して支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第20条 第16条の規定により勤務1時間当たりの報酬額を減額する場合並びに第17条の規定により支給する時間外勤務に係る報酬、第18条の規定により支給する休日勤務に係る報酬及び前条の規定により支給する夜間勤務に係る報酬の額を算定する場合の勤務1時間当たりの報酬額は、月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員については、報酬の月額に12を乗じて得た額を1週間当たりのパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間に1年間（祝日法による休日等及び年末年始による休日等を除く。）を週換算したものを乗じたもので除して得た額とし、日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員については、報酬の日額に1日当たりのパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間で除して得た額とし、時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員については、その額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第21条 給与条例第15条（第1項後段を除く。）から第15条の3までの規定及び第12条第2項の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の130を超えない範囲内で規則で定める割合」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員についてはその額、日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員については当該パートタイム会計年度任用職員としての基準日以前6月以内

の期間における在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の1月当たりの平均額」と、第12条第2項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第22条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者がパートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、当該報酬額は、当該月の現日数からパートタイム会計年度任用職員の週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第23条 給与条例第19条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(会計年度任用職員の給与の口座振替の方法による支払)

第24条 給与条例第19条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第25条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第8条の2第1項各号に掲げる職員に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、再任用短時間勤務職員（給与条例第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）の例によ

る。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第26条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、一般職に属する職員で常勤のものとの例による。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法第22条第5項の規定により臨時的任用を行っていた者（施行日の前日において、市長が定める期末手当の支給要件を満たしていた者に限る。）に係る令和元年12月2日以後施行日の前日までの引き続いた当該職員としての在職期間については、第12条及び第21条において準用する給与条例第15条第2項に規定する在職期間に通算するものとする。

別表第1（第3条関係）

職種	月額
保育士	1 7 0 , 4 0 0 円以上
	1 9 3 , 9 0 0 円以下
幼稚園講師	1 7 0 , 4 0 0 円以上
	1 9 3 , 9 0 0 円以下
小・中学校講師	1 7 4 , 4 0 0 円以上
	2 7 4 , 0 0 0 円以下

別表第2（第15条関係）

職種	時間額	日額	月額
一般的な事務又はこれに相当する業務に従事する者	850円以上 940円以下	5,950円以上 7,290円以下	146,100円以上 182,200円以下
保育士・幼稚園講師	1,000円以上 1,250円以下	7,000円以上 9,690円以下	
保育園調理員	910円以上 960円以下		136,300円以上 146,100円以下
保育園用務員			114,200円以上 146,100円以下
看護師・保健師・栄養士	1,460円以上 1,660円以下	10,220円以上 12,870円以下	122,700円以上 252,300円以下
清掃技能員			141,200円以上 146,100円以下
小・中学校講師		4,000円以上 9,690円以下	174,400円以上 211,300円以下
学校給食配膳員	837円以上 850円以下	1,674円以上 1,700円以下	
学校給食調理員	870円以上 890円以下	6,310円以上 6,900円以下	
外国語指導助手（A L T）		14,700円以上 15,200円以下	
部活動指導員	1,600円以上 1,650円以下		
交通指導員			174,400円以上 179,600円以下
消費生活相談員			211,300円以上 217,400円以下
年金相談員			80,000円以上 160,100円以下
家庭児童相談員			128,100円以上 304,200円以下
専門的な事務又はこれに相当する業務に従事する者		7,300円以上 24,000円以下	107,700円以上 350,000円以下
専門的な福祉業務に従事する者			50,000円以上 322,900円以下
専門的な教育業務に従事する者			50,000円以上 153,900円以下
上記以外の職種	職務の内容に応じ市長が定める額		